

平成25年10月9日

平成25年度 管路の耐震化に関する検討会の設置について

1. 趣旨

地震等災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水を安定して供給するため、浄水場、配水池などの基幹施設はもとより導水管、送水管、配水管の耐震化を図る必要がある。

厚生労働省では、「新水道ビジョン」において、強靱な水道を目指すべき方向性の一つとし、自然災害等による被災を最小限にとどめる強いしなやかな水道を理想に掲げている。この理想の実現には、水道施設の耐震化推進が急務であり、南海トラフ巨大地震など、大地震発生の逼迫性が指摘されている昨今において、水道施設、特に管路の耐震化を図ることは喫緊の課題である。しかし、水道の基幹管路である導水管・送水管・配水本管の耐震化率は約32%であり、決して高いといえる状況ではない。

管路の耐震化については、平成19年3月に「管路の耐震化に関する検討会」を設置し、管路の満たすべき基準を定めているが、中には耐震性能を判断する被災経験がないことから、明確な評価ができていない管種・管種があった。

その後、東日本大震災等の大規模地震が発生し、被災状況が明確となったことから、改めて管路・管種の耐震性能を再評価する必要がある。

そこで、厚生労働省健康局水道課長が主催する有識者検討会を設置し、管路の満たすべき基準の在り方等について検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 耐震性を有する管路の技術的基準に関すること
- (2) 耐震性を有する管路の技術的基準の適用に関すること
- (3) その他、管路の耐震化に関すること

3. 検討会委員

- (1) 検討会委員は厚生労働省健康局水道課長が委嘱し（委員（案）別紙）、検討の終了とともに解散するものとする。
- (2) 座長は第1回検討会において委員中から選出する。
- (3) 委嘱期間内に委員の変更が必要となった場合は、厚生労働省健康局水道課長が他の者に委嘱する。

4. 検討のスケジュール（案）

10月上旬	第1回検討会
1月下旬	第2回検討会
3月上旬	第3回検討会